

(別記1)

## 親元新規就農者早期経営安定支援

### 1 目的

親元新規就農者の就農直後に必要な整備を支援することにより、地域農業を支えてきた認定農業者等の子弟への事業継承を促すとともに、親元新規就農者のスムーズな就農開始と経営の早期安定を図る。

### 2 対象者

(1) 以下の全てを満たす者

- ①親元就農(3親等以内)後5年以内の者で、就農日の年齢が50歳未満の者
- ②年間農業従事時間が150日かつ1200時間以上の者(家族経営体の場合は専従者、法人の場合は役員)
- ③認定農業者、又は認定新規就農者、又は認定農業者の経営主(親等)との共同申請又は経営の構成員(年間農業従事日が150日以上)に位置付けられている者、又は地域協議会会長が当事業の経営改善計画を承認した者
- ④国の事業のうち新規就農者育成総合対策(経営開始資金)を申請しない者

(2) 法人に親元新規就農した者は、その法人役員であること。申請時にそのことがわかる定款等の写しを添付すること。

(3) 同一経営体から事業を実施できるのは1回限りとする。

### 3 事業内容

就農開始と経営の早期安定に必要な農業用機械・施設等の整備(第2の2表2)

### 4 補助対象経費

- (1) 3で補助対象とする機械・施設等の整備に要する経費(実施設計費、設置費、運送費含む。)とする。
- (2) 消費税は対象外とする。但し、消費税免税事業者の消費税は対象とする。

### 5 補助率等

事業実施に係る経費について、1/2以内(上限1,500千円、千円未満切り捨て)の補助を行うものとする。

### 6 事業申請等の手続き

- (1) 農業協同組合は、地域農業後継者育成対策協議会(以下「地域協議会」という。)と協議の上、申請者の選定を行う。
- (2) 申請者は、事業計画書(様式第1号)に関係書類を添えて、所管の農業協同組合に申請する。
- (3) 申請者が認定農業者又は認定新規就農者でない場合、地域協議会は関係書類を確認の上、承認書(参考様式)を作成し添付する。
- (4) 農業協同組合は管内の事業計画書を取りまとめ、兵庫県農業協同組合中央会(以下JA兵庫中央会という。)へ進達する。
- (5) JA兵庫中央会は別に定める審査会を設置し、事業承認について審査を行い、その結果を公益社団法人ひょうご農林機構(以下「機構」という。)へ通知する。
- (6) 機構は審査会の結果を受け、事業承認を決定し、JA兵庫中央会及び農業協同組合を経由して申請者に通知する(様式第2号)。
- (7) 事業内容の変更は、原則不可とする。但し、災害等やむを得ない事情が生じた場合は、6の(1)から(6)までの手続きに準じて行うものとする。
  - ア 事業の廃止(様式第3号)
  - イ 事業内容・事業費の変更(様式第5号)

## 7 事業の完了及び完了後の手続き

- (1) 本事業は、6の(6)により承認を受けた年度において事業を完了する。
- (2) 事業実施者は、実績報告書（様式第7号）及び資金請求書（様式第8号）に係書類を添えて、事業完了後1か月以内（当該年度の3月末まで）に所管の農業協同組合に提出する。
- (3) 農業協同組合は実績報告書と併せて資金請求書を取りまとめ、JA兵庫中央会を通じて機構へ資金の請求を行う（様式第9号）。
- (4) 機構は請求に基づき、農業協同組合へ資金の交付を行う。
- (5) 農業協同組合は事業実施者に対し資金の交付を行う。
- (6) 事業実施者は、経営改善計画の達成状況について状況報告書（様式第10号）を事業実施翌年度から3年間、毎年7月末までに、農業協同組合及びJA兵庫中央会を経由して機構に提出する。